

南部町公告第28号

第3次南部町総合振興計画策定支援業務の公募型プロポーザル方式に係る 手続開始の公告について

第3次南部町総合振興計画策定支援業務の業務委託にあたり、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和8年8月24日

南部町長 工 藤 祐 直

1 業務概要

(1) 番号

企委第28号

(2) 業務名

第3次南部町総合振興計画策定支援業務

(3) 業務内容

「第3次南部町総合振興計画策定支援業務仕様書」のとおりに

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和10年3月24日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 公告の時点で、南部町の入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 南部町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 過去5年以内（令和3年度から令和7年度）において、本業務と同種の本体業務（総合振興計画と総合戦略及び人口ビジョンの一体的な策定業務）の受託実績を有していること。なお、受託実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- (7) 個人情報の取り扱いに関して、プライバシーマークの認証を受けており、公告の時点において有効な認証を継続している者であること。

3 実施スケジュール

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本町の都合により日程を変更する場合がある。

項番	項目	期日
1	公募開始	令和8年8月24日（月）
2	参加受付期間	令和8年8月24日（月）～ 令和8年9月10日（木）
3	質疑受付期間	令和8年8月24日（月）～ 令和8年9月4日（金）
4	質疑回答	令和8年9月9日（水）
5	参加資格審査結果通知	令和8年9月14日（月）
6	企画提案書提出期限	令和8年9月24日（木）
7	プレゼンテーション審査	令和8年10月2日（金）予定
8	選定結果の通知	令和8年10月5日（月）予定
9	契約締結	令和8年10月上旬予定

4 実施要領等の配布方法

(1) 実施要領等の本プロポーザルに参加するために必要となる書類は、町ホームページ上で交付する。

(2) 町ホームページのURLは次のとおり。

<https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/>

5 その他

詳細は、「第3次南部町総合振興計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」による。

6 書類の提出先及び問合せ先

南部町役場 企画財政課 （担当：松井）

〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28-1

TEL 0178-38-5960 FAX 0178-38-5980

E-mail kikaku@town.aomori-nanbu.lg.jp